

ご利用いただける方		個人および法人（地方公共団体、人格のない任意団体を含みます）の方
期間		期間の定めはありません
預入	預入方法	随時可能
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻		随時可能
利息		無利息
手数料		A T M（現金自動預払機）を使用してお支払には所定の利用手数料をいただく場合がございます。詳しくは窓口にご照会ください。「預金関連手数料一覧」もご準備しております。また、当組合のホームページでもご確認いただけます。
付加できる特約事項		個人（未成年者を除く）の方は「総合口座」をお申込いただけます。 当座貸越をご利用の場合の貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。
苦情処理措置 紛争解決措置		・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または経営管理本部にお申し出ください。 【長崎三菱信用組合 経営管理本部】 受付時間：9時～17時（祝日および当組合休業日は除く） 電話：0120-324-892（フリーダイヤル） なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 (https://www.ryo-sin.co.jp/) ・ 紛争解決措置 福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター 電話：092-741-3208、北九州法律相談センター 電話：093-561-0360、久留米センター 電話：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付時間：9時～17時（祝日および信用組合の休業日は除く） 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

その他参考となる事項

- ・ 公共料金・各種クレジットの自動支払および給与・年金・各種手当、配当金等の自動受取もご利用いただけます。
- ・ 既存の普通預金から「無利息型普通預金」への切替えも可能です。
「無利息型普通預金」から通常の普通預金への切替えはできません。
- ・ この預金は預金保険制度の対象商品であり、普通預金部分のみが無利息型普通預金となり全額保護の対象となります。定期預金部分については、1預金者あたり、決済用預金以外の対象預金合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。